

公募型プロポーザル方式による事業者募集の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び燕市財務規則（平成 18 年燕市規則第 47 号）第 147 条第 3 項の規定により、公募型プロポーザルを実施します。

令和 6 年 2 月 8 日

燕市長 鈴木 力

記

1. 業務の概要

(1) 業務名

こ未児委第 5-13 号 全天候型子ども遊戯施設 施設予約・入場システム構築業務委託

(2) 運用場所

燕市 大曲 地内（全天候型子ども遊戯施設内）

※現在、施設建設中であることから、業務履行場所は燕市こども政策部こども未来課および別途定める場所とする。施設の完成は令和 7 年 1 月末を予定している。

(3) システムの構築に係る委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

※令和 7 年 3 月から施設のプレオープンを想定しているため、令和 7 年 2 月 7 日（金）までにシステムが稼働し、予約の受付ができる状態にすること。

(4) 事業費

上限額 システム構築費用分	70,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）
システム保守費用分（年間）	6,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 1 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 2 上記費用の内訳詳細は、調達仕様書を確認すること。

(5) 業務目的・内容

別紙調達仕様書のとおり。

2. 参加資格要件

(1) 参加表明書提出時には、2023 年・2024 年度燕市入札参加登録者名簿（物品）に登録されていること。登録が済んでいない場合は、参加表明書の提出期限までに 2023 年・2024 年度燕市入札参加登録者名簿（物品）を用地管財課へ提出すること。審査を経て、燕市物品入札参加資格者名簿に登載されることになるが、審査の結果、登載が不適格とされた場合は、入札参加及び契約の資格を失う。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当しない者であること。

- (3)新潟県及び燕市において、指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (5)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (6)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。

3. 本プロポーザルスケジュール

(1) 公募開始の公示及び仕様書等配布

令和6年2月8日（木）

(2) 参加表明書等の提出期限

令和6年2月22日（木）

(3) 質疑書の提出期限

令和6年2月22日（木）

(4) 質疑回答書の回答期限

令和6年2月28日（水）

(5) 企画提案書の提出期限

令和6年3月8日（金）

(6) プレゼンテーション・ヒアリング及び審査の実施

令和6年3月21日（木）

(7) 最終審査結果の通知

令和6年3月下旬（予定）

(8) 契約の締結、事業の開始

令和6年4月上旬（予定）

※参加申込者が多数の場合は、令和6年3月14日（木）までに、提出された企画提案書を基に一次審査を実施する。

4. 参加申込、資格審査

(1-1) 提出書類（単独の場合）

- ①参加表明書（様式1-1）
- ②会社概要書（様式2）
- ③事業従事予定者調書（様式3）

(1-2) 提出書類（複数社の共同参加の場合）

- ①共同参加表明書（様式1-2）
- ②会社概要書（様式2）
- ③事業従事予定者調書（様式3）
- ④共同参加に係る協定書（任意様式）

(2) 申込期限

令和6年2月22日(木)午後5時15分まで

(3) 申込場所

燕市役所 子ども政策部 子ども未来課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

(4) 提出方法

持参または郵送

(受付期間内に必着、簡易郵便書留もしくは宅配便等配達記録が確認できるものに限る)

(5) 資格審査

令和6年2月28日(水)までに、参加申込者あてに『参加資格審査結果について(通知)(様式4)』を電子メールで通知する。

(6) 留意事項

①複数者での共同参加で申込をする場合は、単独での参加又は他者との共同参加で申込をすることはできない。ただし、再委託等で事業の一部のみ参加する場合は、共同参加と見なさない。

②資格審査以降で、参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を提出すること。

5. 質疑受付・回答

(1) 提出書類

質疑書(様式6)

(2) 受付期限

令和6年2月22日(木)午後5時15分まで

(3) 受付場所

燕市役所 子ども政策部 子ども未来課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

E-mail: kodomomirai@city.tsubame.lg.jp

(4) 受付方法

質問書提出期限までに、上記の電子メール宛に送付すること。

質問書を送信する場合の件名は次のとおり統一すること。

件名: **【質問書】全天候型子ども遊戯施設 施設予約・入場システム構築業務について**

※質問の内容について、事務局から問い合わせを行う場合がある。

(3) 回答方法

令和6年2月28日(水)までに燕市ホームページにおいて公開する。

(4) その他

①窓口や電話での質疑は、受け付けない。

②審査に対する質疑は、回答しない。

③参加資格のない者からの質疑には回答しない。

④質疑に対する回答は、本実施・募集要領に対する追加又は修正とみなす。

⑤質疑項目が多い等の場合は、回答できる項目から順次回答していくことがある。

6. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式 7-1～7-5）

②参考見積書（任意様式）

※作成方法等の詳細は、「企画提案書作成要領」を参考とすること。

(2) 提出期限

令和 6 年 3 月 8 日（金）午後 5 時 15 分まで

・事務局窓口受付時間：土日曜日及び祝祭日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。

・期限を過ぎると一切受理しない。

(3) 提出場所

燕市役所 こども政策部 こども未来課

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

(4) 提出書類部数

①企画提案書

正本 1 部・副本 7 部 計 8 部 及び電子データ（CD-R）1 部

※正本の表紙（様式 7-1）には提出者名を記入し、副本の表紙には提出者を特定できる語句、記号等を記入しないこと。

②参考見積書

正本 1 部・副本 7 部 計 8 部

※正本には提出者名を記入し、副本には提出者を特定できる語句、記号等を記入しないこと。

(5) 提出方法

持参または郵送

（受付期間内に必着、簡易郵便書留または宅配便等配達記録が確認できるものに限る）

7. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日時

令和 6 年 3 月 21 日（木）

(2) 審査にあたり、施設予約・入場システム構築業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(3) 選定委員会は、審査基準に沿って企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングの審査を行う。なお、参加申込者が多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を実施する。

(4) 選定委員会は、優先交渉権者及び次点交渉権者 1 者をそれぞれ選定する。

(5) 提出された技術提案書等以外の追加資料等の配布は認めない。

8. 結果の通知

プレゼンテーション・ヒアリング及び審査の結果は、令和 6 年 3 月下旬に参加申込者に文書で通知する。

9. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) この実施要領に定める手続き以外の手法で、選定委員会又は事務局等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 実施要領に違反した場合。
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合。
- (5) その他、選定委員会が実施要領に違反したと認める場合。

10. 業務委託の契約について

(1) 特定した優先交渉権者に対し、施設予約・入場システム構築業務に係る委託契約の第1交渉権が与えられる。

燕市は、第1交渉権を与えられた者と当該委託業務の予算（市の定める、「1. 業務の概要（4）事業費」に記載の金額を上限とする）の範囲内で業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点交渉権者と交渉を行う。

(2) 契約及び手続きは、燕市財務規則により行う。

11. その他

(1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、プロポーザルに参加する者の負担とする。

(2) 本プロポーザルで提出された書類、資料等は返却しない。また、燕市は提出された書類、資料等を保存、記録、複製の作成及び情報公開請求条例に基づき公開する権利を有する。

(3) 本プロポーザルで提出された各書類の著作権は、元来、第三者に帰属するものを除き、各参加者に帰属するものとする。

(4) 本プロポーザルで提出された各書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、その承諾を得ておくこと。第三者の著作権の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

(5) 本プロポーザルにおいて、本業務のすべての完了まで、事業従事予定者調書（様式3）記載の担当者の変更は原則できないものとする。

(6) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定める。

(7) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、当該予算が減額、否決された場合、変更又は中止することがある。

12. 事務局

燕市役所 こども政策部 こども未来課 菊地、荒木

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

TEL：0256-77-8225（ダイヤルイン） FAX：0256-92-2119

E-mail：kodomomirai@city.tsubame.lg.jp